

中小法人等は最大60万円！
個人事業者等は最大30万円！



経済産業省

国の一時支援金のご案内

申請期限
5/31
まで

以下の2項目に該当すれば、最大60万円の支援金が受けとれる可能性があります。申請漏れがないようご確認ください。

- ☑ 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ☑ 2019年比又は2020年比で2021年1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

いくらもらえるの？

<給付額の計算式>

2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3か月

<計算例>

110万円・・・【A】
- 60万円・・・【B】 × 3
50万円

年度	1月	2月	3月	計
2020年	30万円	40万円	40万円	110万円 【A】
2021年	20万円	20万円 【B】	30万円	70万円
減少率	33%	50%	25%	—

中小法人等であれば、上限60万円なので、**50万円支給**
個人事業者等であれば、上限30万円なので、**30万円支給**

どうすればもらえるの？

インターネット申請が
難しい方には申請
サポート会場が
あります。



一時支援金の申請用ホームページ
(右記QRコード) から申請



※申請にあたっては、**登録確認機関の事前確認**が必要になります。
※申請には確定申告書類、売上高台帳、通帳のコピーなどの書類が必要です。
※申請サポート会場（千葉市中央区栄町35-14シンテイ千葉ビル3F）の利用には事前予約（0120-211-240）が必要です。

まずは、お電話ください

千葉市役所 事業者向け臨時相談窓口

☎ 043-245-5898 (平日9時~17時)